

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

○川崎市外国人教育推進連絡会議

構成委員:教育委員会、小中高特校長会、国際教育研究会、人権尊重教育実践推進校、市民館
 ふれあい館、識字学級ボランティア、多文化交流ボランティア、外国人市民等

※令和2年度は書面会議

2. 具体の取組内容

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

○川崎市外国人教育推進連絡会議(※書面会議)

(2) 拠点校の配置等による指導体制の構築

○日本語指導が必要な児童生徒が5名以上在籍している学校に「国際教室」を設置し、担当指導教員の加配を実施。

○日本語指導が必要な児童生徒全員に指導が行えるように、令和2年度から国際教室未設置の少数在籍校に対して、特別非常勤講師制度を活用しながら非常勤講師による週1回の巡回指導を行った。

○国際教室設置校の中でも、30名以上在籍する学校には、児童生徒をはじめ保護者等への支援も含めて、言語面での支援を実施する必要があるため、非常勤講師を1人加配した。

(3) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

○日本語指導等協力者研修会において、日本語指導測定方法の活用に向けた基本的な考え方や取り扱いについての説明を実施。

○国際教室(日本語教室)担当者連絡協議会、非常勤講師研修会において、DLAの趣旨説明および内容説明を行い、JSLの評価参照枠をまとめて作成した「にほんごのまなび確認シート」の活用を図った。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の様式等を定め、5月と3月に計画書及び報告書の提出を行い、編成・実施を推進した。

○国際教室担当者連絡協議会及び各教員研修等で、特別の教育課程に関する周知と実践例の報告を行い、推進を図った。

(5) 学力保障・進路指導

○日本語指導が必要な全ての児童生徒に対して教員が指導を行う体制を整えることで、学力保障及び進路についても個に応じたきめ細かな指導を実施することができた。

○中学生の時に渡日した日本語指導が必要な生徒に対する指導では、より高い日本語の力が求められるため、必要に応じて支援員の派遣延長(プラス 50 時間)を可能とし、個別の支援を充実させた。

○「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を開催し、市立高校に関する内容について、多言語での情報提供や進路相談を実施した。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○日本語指導の充実及び日本の学校への生活適応を図るため、原則として日本語教師の資格を持ち、母語の支援ができる人材を「日本語指導初期支援員」として委託業者からの配置として実施した。支援時間

は基本的に1週間に2回(1回2時間)で計100時間とした。

(7) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

○大人クラスと子供クラスを設定して開催した。多言語での資料を準備し、日本の学校制度や行事、時間割や準備物などの説明を行い、子どもたちには模擬授業的に、保護者には説明会や質疑を通して理解を深められるよう実施した。

(8) 共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施

○市内の集住地域にある学校を研究推進校とし、多文化共生の視点を踏まえた学校全体の取組及び授業実践を行った。

(9) 親子日本語教室の実施

○外国につながるある子供と、その保護者に対するプレスクールの中で、学校生活や日本語を用いたコミュニケーションの取り方、教師との連絡方法などを学ぶ機会を作った。

(10) ICTを活用した教育・支援

○通訳機器を135台導入し、保護者との連携や学習、教育相談等で活用した。

(11) 高等学校における包括的な教育○支援

○市立高校の全ての定時制高校に対して、日本語指導が必要な生徒のために支援員派遣を行った。日本語学習と学校生活に関する支援を充実させた。また、キャリア形成に関する相談や支援も行った。

(12) 成果の普及

○国際教室担当者連絡協議会、非常勤講師研修会等の研修会にて特別の教育課程の編成実施に関する取組の紹介を行った。市の国際交流協会等と共催する「外国につながる子どものための教育フォーラム」は中止し、運営委員会のみで開催。

(13) 通訳(翻訳)支援事業の実施

○学校で特に必要となる面談のケースで多言語でのコミュニケーション支援を行うために、業者委託による通訳者の派遣制度を整え実施した。

3. 成果と課題

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

○令和2年度から実施した日本語指導が必要な児童生徒に対する新たな支援体制について周知を図ることができた。

(2) 拠点校の配置等による指導体制のモデル化

○国際教室の設置校が増え、日本語指導の指導体制の充実を図ることができた。

○特別非常勤講師の制度を活用して非常勤講師による巡回指導を少数在籍校にも実施することで、着実な指導時間の確保につながり、指導の充実を図ることができた。

・児童生徒の増加により、予算や人員確保等の面でも課題がある。

(3) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

○国際教室や非常勤講師の指導が充実し、日本語能力の把握についての必要感も高まってDLAの活用についての実践が多く生まれてきている。

・DLAに関する研修や実践の充実を更に図っていく必要がある。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○指導体制の充実により、教員による着実な指導を実施することができた。

・日本語指導担当者が年度によって変わりやすい傾向があり、指導の継続性や充実の面で課題がある。

(5) 学力保障・進路指導

○指導体制の充実により児童生徒の実態に合わせて着実な指導を進めることができた。

- 説明会の開催によって、高校についての情報発信を多言語でも行うことができた。
- (6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
 - 言語面で大きな不安を抱えている児童生徒の学校生活を支える際に母語支援は大変有効であった。
 - 保護者対応の面等でも大きな役割を果たすことができた。
 - ・人数の増加と多言語化が進む中で、安定的な配置を行う面で課題がある。
- (7) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール
 - 各区の市民館を会場に開催した。大人クラス、子供クラスで日本の学校紹介や、多言語での質疑を通して理解を深めることができた。
 - 継続的な実施に向けた予算確保を行い、委員会として実施していく形を作ることができた。
- (8) 共生社会における共に学び成長する授業の在り方に関する調査研究の実施
 - 研究推進校では、多文化共生の視点を踏まえた学校全体の取組についての検討及び授業実践を行うことができ、次年度につなげる形が作れている。
- (9) 親子日本語教室の実施
 - 日本語を用いたコミュニケーションや教師との連携の取り方などを学ぶ機会を作ることができた。
 - ・開催のニーズの把握や開催にあたっての調整や役割分担などについて検討が必要。
- (10) ICT を活用した教育・支援
 - 希望する学校に通訳機を配付することができ、児童生徒や保護者対応などでも活用を図ることができた。保健室での活用例もあり、学校からは効果的であるという報告があがっている。
- (11) 高等学校における教育・支援
 - 日本語力の不足により、高校の学習についていくことが難しい生徒が、支援を受けることによって学校生活を継続して前向きに取り組む姿が見られた。
 - 日本語学習が進む中で、キャリア形成に向けた支援も行うことができた。
 - ・カリキュラムとの関連や効果的な指導の在り方、支援について今後も検討が必要。
- (12) 成果の普及
 - 外国人児童生徒等教育に関する課題や取組について関係者と共有し、今後の取組について協議することができた。
- (13) その他 通訳(翻訳)支援事業の実施
 - 通訳者の派遣を行って多言語での対応を行うことで、日本語での対応が困難な児童生徒及び保護者とのコミュニケーションを支援することができた。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	100%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	調査未実施 %	調査未実施 %	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- 日本語指導が必要な児童生徒の急速な増加に対応し、新たな支援体制を構築して推進しているが、今後も研修等を通してしながら支援の充実が図れるよう努めていきたい。
- 不就学に関する調査などについても関係部署と協力して進めていくことを検討している、